根室市告示第20号

振動規制法(昭和51年法律第64号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域(以下「指定地域」という。)、法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下「府令」という。)別表第1(特定建設作業の規制に関する基準)の付表第1号の規定による市長が指定する区域並びに府令別表第2(道路交通振動の限度)の備考第1項の規定による市長が定める区域及び同表の備考第2項の規定による市長が定める時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

根室市長 長谷川 俊 輔

- 1 指定地域として、次の図のとおり指定する。 (「次の図」は、省略し、根室市市民福祉部市民環境課に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 法第4条第1項の規定による指定地域内における特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定める。

内盆中とのいこれのりたのもの			
	時間の区分	昼間	夜間
	区域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
	第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
	第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第1種区域及び第2種区域とは、指定地域としてそれぞれ指定された第1種区域 及び第2種区域をいう。
- 2 表の区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する 診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律 第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区 域内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。
- 3 府令別表第1の付表第1号の規定による市長が指定する区域を次のとおり定める。 指定地域のうち、第1種区域の全域並びに第2種区域内の学校教育法(昭和22年法律第 26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規 定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同 条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律 第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの 区域内
- 4 府令別表第2の備考第1項の規定による市長が定める区域及び同表の備考第2項の規定 による市長が定める時間を次のとおり定める。
- (1) 市長が定める地域

- ア 第1種区域 指定地域のうち、第1種区域とする。
- イ 第2種区域 指定地域のうち、第2種区域とする。
- (2) 市長が定める時間
 - ア 昼間 午前8時から午後7時までとする。
 - イ 夜間 午後7時から翌日の午前8時までとする。